

社会福祉士・国家試験対策用語集

刑事司法と福祉

国家試験対策用語集

●解説文中の太字は国家試験で出題された箇所です。

一般遵守事項【保護観察】

全保護観察対象者が遵守すべき事項（更生保護法50条）。①健全な生活態度の維持、②保護観察官・保護司の指導監督を誠実に受ける（面接や資料提示要求に応じる）、③速やかに住居を定めて保護観察所長に届出る、④届出て許可を受けた住居に居住する、⑤転居または7日以上の旅路の際はあらかじめ保護観察所長の許可を受ける。

医療観察制度

心神喪失等の状態で、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、傷害の重大な他害行為を行い、不起訴処分や無罪が確定した者を対象とし、精神障害の治療から社会復帰までのプロセスに国が一貫した体制で関わる制度。①裁判所が入院・通院等の適切な処遇を決定し、国の責任で手厚い専門的な医療を統一的にを行い、②地域において継続的な医療を確保するための仕組みを設けることを目的とする。

医療少年院

心身に著しい故障のある、おおむね12歳以上26歳未満の者を収容し、治療と矯正教育（特別支援学校で必要とする教科）を施す少年院。病院としての施設を完備した少年院であり、傷病者の治療のほか、精神医療分野の専門家たちによる精神疾患患者への心理療法等も行われる。

応急の救護・保護者に対する措置

保護観察所の長は、保護観察対象者に対して、更生緊急保護と同様の措置を行う（応急の救護）。また、少年の改善更生に必要な場合、保護者に対しても指導・助言その他適当な措置をとることができる。

恩赦

国家が行政権の作用で刑罰権を消滅させ、その効力の全部または一部を減殺する行為。内閣が決定し、天皇の承認で行われる（憲7条・73条、恩赦法）。政令で一定の標準を定め、該当者に一律に行う政令恩赦（大赦・一般減刑・一般復権）と、特定の者に対し個別に行う個別恩赦（特赦・刑の執行の免除・特別減刑・特別復権）に大別できる。

家庭裁判所

主として家庭内の紛争や少年事件を扱う下級裁判所で、プライバシー保護や少年に対する保護処分・適切な教育的措置といった観点から非公開の手続がとられる。家裁は、裁判所法31条の3の規定により、①家事事件手続法で定める家庭に関する事件の審判および調停、②人事訴訟法で定める人事訴訟の第一審の裁判、③少年法で定める少年の保護事件の審判、④その他の法律で特に定める権限を有する。

仮釈放

懲役または禁錮刑により刑事施設に収容された受刑者に改悛の状があるとき、これを刑期満了前に条件付で釈放し、社会復帰の円滑化を図る制度。有期刑は刑期の1/3、無期刑は10年（少年法では基準が寛容）が経過した受刑者を対象とし、保護観察所による生活環境調査・調整等をふまえて、刑事施設長の申請を受けて、地方更生保護委員会が審理し（自らも調査）、仮釈放許可決定を行う。仮釈放された者は刑期満了までの間、保護観察を受ける。

簡易鑑定

勾留期間中（起訴前）に主に責任能力の有無について調査するために検察官の判断で行われる略式の鑑

定。これにより、精神障害者を早い段階で刑事司法から医療の流れに乗せることができる。通常、鑑定人（大抵は精神科医）が1回の問診で行い、数日後に鑑定書が提出される。嘱託鑑定（検察官が裁判所の鑑定処分許可状を取得し、起訴前に嘱託により行い、その期間は最長23日の勾留期間から除外される）・正式鑑定（弁護人の要望を受け、裁判所の命令により起訴後に行う）の少なさも影響して、さまざまな問題点が指摘されている。

鑑定医

医師としての専門知識を駆使して科学的、客観的立場から事件の捜査や、裁判において事実判断についての報告を行う（被告人の犯行当時の精神状態や凶器の特定、被害者の死因・死亡時刻の特定、血縁関係存否の特定等）。裁判所は、心神喪失者等医療観察法における指定医療機関への入院・通院、およびその必要の有無について決定をする際は、精神保健判定医またはこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命じなければならない。

逆送致【少年事件】

犯罪少年（14歳以上）が起こした事件は、家庭裁判所が被害の規模や犯行状況等から保護処分よりも刑事処分を妥当と判断した場合、検察官に逆送致される。検察官は原則として同事件を地方裁判所または簡易裁判所に起訴しなければならない（成人同様、公開の刑事裁判）。16歳以上の少年が故意に被害者を死亡させた場合には、原則として事件を検察官に送致しなければならない（原則検送制度）。

矯正施設

犯罪者や非行少年を収容し、資質および生活環境に応じ、改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適應する能力の育成を図る施設。法務省矯正局が指導監督する刑務所・少年刑務所・拘置所（以上3つが刑事施設）・少年院・少年鑑別所・婦人補導院をさす。

刑事訴訟法

警察・検察機関による犯罪の捜査・訴追、裁判所による犯罪事実存否の確定、その罪に相当する刑の確定・宣告などの手続について定めた法。実体法である刑法の手続法にあたる。

刑法

犯罪と刑罰およびその関係を規律する法。狭義では明治40年制定の刑法典をさす。広義では、この他、特別刑法（軽犯罪法・ストーカー規制法等）と、それ自体は刑罰法規ではないが一定の違反行為に対する罰則が定められている行政刑法（公務員法・公職選挙法等）も刑法に含まれる。

検察庁

刑事事件について捜査および起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督することを職務とする検察官が所属する法務省の特別機関。検察官は各人が独立して検察権を行使する独任制の官庁だが、一体性ある行動も要求されるため、検察庁に所属する。検察庁の種類には、裁判所に対応して最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁（簡裁）がある。

更生緊急保護

刑事上の手続または保護処分による身体の拘束を解かれた者を対象とし、親族や公共の福祉関係機関等による保護が受けられず、または不十分で改善更生ができないと認められる場合に、保護観察所の長が、緊急に、金品・宿泊場所の供与、生活環境の改善・調整等の保護を行う制度。保護措置は、対象者の意思に反せず、改善更生のために必要な限度において行われ、拘束を解かれた翌日から原則6か月（特に必要なら12か月）を超えない範囲内において行う。なお、保護観察対象者は同様の措置（応急の救護）が受けられるため、対象外となる。

更生保護サポートセンター

保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で組織的に更生保護活動を行う拠点で、経験豊富な企画調整保護司が常駐して、保護司の処遇活動への支援や犯罪予防活動が行われる。

更生保護事業法

更生保護事業に関する基本事項を定め、更生保護事業の適正な運営を確保し、その健全な育成発達を図ることを目的とする法（平7・5・8制定）。更生保護事業は、保護観察中の者や刑事上の手続による身

体の拘束を解かれた者、少年院・婦人補導院から退院または仮退院した者等を対象とし、生活環境の改善・調整を図り、改善更生に必要な保護を行うもので、①継続保護事業（更生保護施設に収容）、②一時保護事業、③連絡助成事業（①と②の啓発、連絡、調整または助成）に分類される。

更生保護施設

家族や公的機関等からの援助を受けられない被保護者（刑事施設や少年院から出た者、執行猶予や起訴猶予になった者等）に、宿所や食事等の生活基盤を提供し、円滑な社会復帰と自立に向けた指導・援助を行う他、酒害・薬害教育や認知行動療法に基づくSST（社会生活技能訓練）等、入所者の問題性に応じた専門的な処遇を行う施設。法務大臣の認可を受けた更生保護法人の他、社会福祉法人、NPO法人、社団法人（すべて民間）によって運営されている。

更生保護制度

日本における更生保護活動の歴史は古いが（概ね明治時代より）、現在は更生保護法を中心に関係法規の改正・統廃合が進められ、保護観察・補導援護等および更生緊急保護・仮釈放および仮退院・生活環境調整・恩赦・犯罪予防活動・医療観察制度を主な内容としている。これに携わる組織には、法務省保護局・中央更生保護審査会・地方更生保護委員会・保護司の他、更生保護法人・BBS会等が存在する。

更生保護法

犯罪者および非行少年に対し、社会内で適切な処遇を行うことで再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正運用を図り、犯罪予防活動の促進等を行い、社会を保護し、個人および公共の福祉を増進することを目的とする法（平20・6・1施行）。これにより、犯罪者予防更生法（「更生保護」の語を法律上初めて使用）と執行猶予者保護観察法は整理・統合され、廃止された。

個別恩赦の手続

検察官や刑事施設および保護観察所の長が職権または本人からの出願に基づき、中央更生保護審査会上申し、審査の結果、恩赦を実施すべきと認める場

合、法務大臣に申出を行い、内閣が閣議決定し、天皇が認証する。

裁判所【司法権】

法をさまざまな事件に適用し、争訟を解決する司法権を行使する国家機関。法の番人たる裁判官の職権独立や身分保障等で高度な独立が図られている。最高裁判所・高等裁判所・地方裁判所の他、家庭裁判所と簡易裁判所があり、3段階の審級を設け、同一事件の審判を3回できる三審制が採られている。議員の資格争訟や裁判官弾劾裁判は国会が行う。

執行猶予

一定の要件の下で情状により刑の執行を猶予し、猶予期間が無事に経過すると刑が効力を失う制度（この間、再犯をすると執行猶予が取消され、判決通りの刑が執行される）。刑法改正（平28・6・1施行）により、禁錮以上の実刑を受けたことがない者等に、3年以下の懲役または禁錮の刑を言い渡す場合（罪名は問わない）、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行猶予が可能となり、保護観察期間を従来よりも長くすることが可能となった。なお、薬物使用等の罪を犯した場合は、特則により累犯者であっても、情状を考慮して本制度の対象となる。

指定通院医療機関

心神喪失者等医療観察法に基づき、裁判所によって入院によらない医療を受けさせる旨の決定（通院決定）、または指定入院医療機関からの退院の決定を受けた者に対し、通院による医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院・診療所または薬局。通院期間は、通院決定または退院許可決定があった日から3年間で満期で（延長で最長5年）、この間、精神保健福祉法に基づく入院（任意入院・医療保護入院・措置入院）は妨げられない。

指定入院医療機関

心神喪失者等医療観察法に基づき、裁判所によって医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定（入院決定）を受けた者に対し、入院による医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。裁判所の入院決定は、精神鑑定等の結果等を踏まえ、重大な他害行為をした精神障害者が行為時の

精神障害を改善し、社会復帰するために入院治療が必要と認められる場合になされる。この間、精神保健福祉法の入院等に関する規定は適用されない。

指導監督

保護観察の中核をなす権力的・監督的な措置。①面接その他の適当な方法により対象者と接触を保ち、その行状を把握する。②対象者が遵守事項を守り、生活行動指針に即して生活・行動するよう必要な指示その他の措置をとる。③特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施する。

司法福祉

司法を通じて福祉課題を解決する理念や営み（政策・制度、臨床技術）のこと。主として犯罪者および非行少年の更生が中心課題であったが、現代福祉国家においては権利擁護（離婚・扶養・相続問題、高齢者や児童の虐待・介護・後見問題等）にまつわる問題でも議論がなされるようになってきている。

社会復帰支援施設

精神保健福祉法に基づく生活訓練施設（援護寮）、授産施設（通所・入所）、福祉ホーム（A・B）、福祉工場、地域生活支援センターのこと。障害の種類（身体・知的・精神）にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを共通の制度により提供しようとする、障害者自立支援法の成立により、これら施設に関する規定は2006（平成18）年10月に削除され、各サービスに移行された。

社会復帰調整官

心神喪失者等医療観察法20条に規定された保護観察所に配置される専門職種。心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、生活環境調査を行い、指定入院医療機関で適切な医療を受けさせ社会復帰へ向けた生活環境調整を行い、処遇実施計画を作成し、指定通院医療機関の協力を得ながら精神保健観察を実施し、処遇終了まで一貫してコーディネーターとして対象者を見守る（大半が精神保健福祉士）。

社会防衛

概して刑罰は、危険な犯罪者を社会から隔離すると

ともに改善させ、社会の一員として復帰させるための処遇であるとする立場（目的刑論）。ここから、刑罰は、犯罪者を社会に順応させ、更生させる教育的処遇であるべきとする教育刑理論が派生した。

社会を明るくする運動（社明運動）

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪者の更生について理解を深め、各々の立場で力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動。東京銀座の商店街有志による「犯罪者予防更生法実施記念フェア」（1949〔昭和24〕年7月）と、これを受けて全国的に展開された「矯正保護キャンペーン」（翌年7月）を契機に、法務府（現、法務省）が活動の継続・発展のための体制整備を行い、1951（昭和26）年7月から同運動が開始された。

就労支援機関

主に対象者の更生と社会復帰を実現し、再犯防止を図るため、就労上の問題改善と就職の促進を図る機関。就労支援は、公共職業安定所・矯正施設・保護観察所の連携で行われ、対象者の職業訓練や指導をはじめ、職場体験講習・事業所見学会等の他、職安の一般支援施策（職業適性検査・模擬面接等）も活用される。就労先企業の開拓やあっせん（協力雇用主・地域の事業主団体等への働きかけ）も行う。

少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された者と、懲役または禁錮の言渡しを受け、少年院で刑の執行を受ける者（少年法56条3項による）を収容し、これに矯正教育を授ける施設。少年院には非行の進み具合に応じ、①一般短期処遇（早期改善の可能性大）、②特修短期処遇（①で開放処遇に適する）、③長期処遇（短期処遇になじまない）の区分がある。2007（平成19）年の法改正（同11・1施行）で、家裁が特に必要と認める限り、おおむね12歳以上の触法少年も少年院に送致されることになった。

少年鑑別所

主に家庭裁判所による観護措置の決定を受けた者を収容し、家裁の行う調査や審判、保護処分、および懲役または禁錮の言渡しを受けた少年に対する刑の執行に資するため、医学・心理学・教育学・社会学

その他の専門的知識に基づいて、少年の資質の鑑別を行う施設。収容期間は2週間以内だが、必要な場合は更新できる（原則1回、最大3回まで）。

少年刑務所

逆送致後、刑事裁判（成人同様に公開）で懲役または禁錮の言渡しを受けた少年（14歳以上）が服役する刑事施設（刑務所・拘置所内で分界を設けて収容する場合もある）。少年が16歳に達するまでは、少年院において刑を執行できる（16歳になったら14日以内に刑事施設に移送）。この場合、その少年には矯正教育を授ける。

少年法

少年（20歳未満）の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正および環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年および少年の福祉を害する成人（20歳以上）の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする法。心身が未成熟で社会的経験の乏しい少年を対象とする同法は、刑法・刑事訴訟法の特別法にあたる。

書記官【家庭裁判所】

①事件に関する記録等の作成・保管や、②裁判官の行う法令や判例の調査の補助を職務とする裁判所職員（①は書記官にしかできない固有の職務）。家事・少年審判においても、事件の種類や内容に応じ、法的な観点から事件を調査し、争点を整理するなど、適正迅速な裁判の実現に重要な役割を果たすほか、裁判所への来庁者に手続の流れ・申立ての方法等を説明する窓口業務も行う。

初等少年院

心身に著しい故障のない、おおむね12歳以上16歳未満の者を収容する。矯正教育は小学校および中学校で必要とする教科を対象とする。

自立更生促進センター

仮釈放者を対象に、個々の問題性に依り、専門的処遇プログラムや生活指導、対人関係指導等を集中的に実施して濃密な指導監督を行い、協力雇用主やハローワークの協力を得て、充実した就労支援を実施する施設。現在、福島県自立更生促進センターと北

九州自立更生促進センターの2施設がある。

自立準備ホーム

行き場のない刑務所出所者等の帰住先を確保するため、緊急的住居確保・自立支援対策の1つとして、あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人、社会福祉法人等が、それぞれの特長をいかして自立に向けた生活指導等を行う施設。

心神喪失者等医療観察法（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律）

心神喪失または心神耗弱の状態では他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療や観察および指導を行い、病状の改善や同様の行為の再発防止を図り、社会復帰を促進することを目的とする法（平15・7・16制定、平18・4・1施行）。

審判【少年事件】

家庭裁判所が、調査官や少年鑑別所の調査結果、直接、少年の陳述を聴くなどして非行事実および要保護性に関する心証を得るとともに、少年に対する①不処分や②保護処分、③検察官送致を決定し、告知する一連の手続。調査官による保護的措置によって少年の再非行が抑止できると判断された場合等は、審判不開始の決定もなされる。

生活環境調査

主に保護観察所が生活環境調整に先立って行う調査。対象者が更生し、社会復帰できるように関係機関と連携をとりながら生活環境全般（家族・友人関係、就労支援、通院治療を受ける環境等）にわたって行われ、これが改善可能か否かも調査される。

生活環境調整

犯罪者・非行少年が仮釈放・仮退院して保護観察に移行するに先駆け、保護司や保護観察官が更生に適した帰住先・就業先等を調整する行為。または、指定医療機関から退院する精神障害者が社会復帰しやすいように、社会復帰調整官が行う調整。いずれも保護観察所が処遇のコーディネーター役を果たす。

せいしんかんてい 精神鑑定

裁判所が訴訟当事者の責任能力や犯行当時の精神状態等を判断するために、学識経験のある者（専ら精神科医）に命じる鑑定の1つ。刑事訴訟上の精神鑑定（責任能力や訴訟能力の有無等）と民事訴訟上の精神鑑定（意思能力や責任能力の有無等）のほか、家事審判上の精神鑑定（後見開始の審判における行為能力の有無等）がある。

せいしん ほけんかんさつ 精神保健観察

重大な他害行為をした精神障害者を対象とする医療観察制度。精神障害者の保険や福祉等の専門家である社会復帰調整官が、通院決定または退院を許可された対象者と面談したり、関係機関から報告を受けるなどして、生活状況等を見守り、社会復帰を促進する。犯罪者処遇とは異なるが、守るべき事項があり、保護観察所は地方裁判所に対し、一定の要件の下、処遇終了や通院期間延長、再入院の申立を行う。

せいしん ほけんふくし 精神保健福祉センター

1965（昭和40）年の精神衛生法改正時に創設され、現在は精神保健福祉法によって設置が定められている。精神保健福祉に関する技術的側面における中核行政機関。設置主体は都道府県および政令指定都市。①精神保健福祉に関する知識の普及や研究調査、②複雑または困難な精神保健福祉相談および指導、③精神医療審査会の事務局、④精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療費（精神医療分）の判定等の業務を行う。

ぜんけんそうちしよぎ 全件送致主義

非行少年については、その健全な育成を期し、性格の矯正および環境の調整に関する保護処分（教育・福祉的措置）が望ましいため、捜査機関に送致・不送致の裁量を与えず、すべて家庭裁判所に送致される。罰金刑以下に相当する軽微犯の場合、容疑者は司法警察から家裁に送致され、それ以外（懲役・禁錮刑以上に相当）は検察官を経由して家裁に送致される。なお、触法少年（14歳未満）は児童相談所へ通告された後、必要な場合、家裁に送致される。

せんもんてきしよく 専門的処遇プログラム

認知行動療法（自己の思考のゆがみを認識させて行動パターンの変容を促す）を理論的基盤として開発された。現在、①性犯罪者処遇、②覚せい剤事犯者処遇、③暴力防止、④飲酒運転防止の4つのプログラムがある。特別遵守事項として義務づけて実施されているが、保護観察対象者の自発的意思に基づいて実施されることもある。

ちいきせいかつていじくしもん 地域生活定着支援センター

高齢または障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対し、保護観察所と協働し、退所後直ちに福祉サービス等につなげるための施設。①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③地域に暮らす対象者に福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施する。

ちほうこうせいほごいんかい 地方更生保護委員会

委員長を含む3人以上、政令で定める人数以内の委員と事務局で構成される法務省の地方支分部局で、刑事施設からの仮釈放の許可・取消、不定期刑の終了、少年院からの仮退院の許可、保護観察所事務の監督等の事務を所管する。その処分不服がある場合は中央更生保護審査会に審査請求できる。

ちほうさいばんしょ 地方裁判所

下級裁判所の1つで、簡易裁判所が管轄する軽微な刑事・民事事件や家庭裁判所が管轄する少年事件等を除き、原則として訴訟の第一審裁判所となる（簡易裁判所の民事判決に対する控訴事件の裁判権・破産手続・人身保護手続等も管轄）。地裁での審理・裁判は、原則として1人の裁判官が扱うが、重大事件や控訴事件等は3人の裁判官で扱う。

ちゅうとうしやうねんいん 中等少年院

心身に著しい故障のない、おおむね16歳以上20歳未満の者を収容する。中等少年院および特別少年院の矯正教育は、初等少年院で必要とする教科、更に必要があれば、高等学校、大学または高等専門学校に準ずる教科を対象とする。

調査官【家庭裁判所】

裁判官の命に従い、家事審判・調停や少年審判等に必要の調査を行う裁判所職員。少年事件の調査は、専門的知識・技法に基づいた面接や心理テスト等によって行われ、少年の更生に必要な指導や助言も行う。調査官は少年の非行内容や生活状況等を調査する中で非行原因を明らかにし、関係機関に照会した結果等を報告書にまとめて裁判官に提出する。

特別遵守事項【保護観察】

保護観察対象者ごとに、特に必要な範囲内で具体的に定められる遵守事項（更生保護法51条）。①犯罪・非行に結びつく特定の行動の禁止、②就労・通学等健全な生活の維持、③7日未満の旅行や離職等につき事前報告、④法務大臣が定めた専門的処遇プログラムを受ける、⑤法務大臣が指定する改善更生のための施設に一定期間宿泊し指導監督を受けるといった類型がある。1号・4号観察では裁判所の意見に基づいて保護観察所の長が、2号・3号・5号観察では地方更生保護委員会がこれを定め、開始後も変更・取消が可能である。

特別少年院

心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、おおむね16歳以上23歳未満の者を収容する。ただし、少年院収容受刑者については、16歳未満でも収容することができる。

犯罪被害者等支援制度

犯罪被害者への配慮のみならず、加害者の改善更生にも重要との観点から近年整備が進んだ制度。①加害者の仮釈放や仮退院に際して行う調査で被害者からの意見を聴取する意見等聴取制度、②保護観察の状況等を通知したり、被害者の心情等を加害者に伝達したりする心情等伝達制度、③保護観察所担当官（加害者担当官とは別人）による相談・支援制度がある。事件の性質や二次被害の心配等に配慮し、被害者等の申出があった場合にのみに行われる。

犯罪予防

犯罪や非行を予防するために、世論の啓発や犯罪の発生原因となる社会環境の浄化に努める活動。街頭

広報活動・講演会・スポーツ大会等を実施し、社会的連帯感や社会的規範への共感を強化・助長し、犯罪者や非行少年の社会復帰に対する地域社会の理解と関心を深める（社明運動もその一環）。刑罰論では、一般予防（一般人を威嚇）と特別予防（犯罪者を改善）という観点がある。

非行少年

①14歳以上で罪を犯した少年（犯罪少年）、②14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年（触法少年）、③性格または環境に照して、将来、犯罪をするおそれのある少年（虞犯少年）の総称。この非行少年（女子も含む）が家庭裁判所による審判（非公開）の対象となる。②の場合と14歳未満の虞犯少年は都道府県知事または児童相談所長から送致を受けたときに限り、審判に付することができる。

BBS運動

〔Big Brothers and Sisters Movement〕

悩みや問題を抱える少年少女に対し、ボランティア活動員が兄姉のように親身に接することで、非行等を防止し、自立支援を図る運動。日本では、1947（昭和22）年から開始され、日本BBS連盟・地方BBS連盟・都道府県BBS連盟・地区BBS会といった組織が、ともだち活動・非行防止活動・施設訪問活動・研鑽活動を行っている。

保護観察

犯罪者または非行少年が、実社会の中で健全な一員として更生するように、国の責任で行う指導監督および補導援護。家庭裁判所による少年に対する保護処分（1号観察）、地方更生保護委員会の決定による少年院仮退院後、本退院までの期間受ける観察（2号）と刑事施設仮釈放中の観察（3号）、裁判所の保護観察付の刑執行猶予判決による観察（4号）、地方更生保護委の決定による婦人補導院仮退院後の観察（5号）がある。1号と2号の期間は原則20歳に達するまでだが、少年院収容期間の延長等により、成人に達した後も継続されることがある。

保護観察官

医学・心理学・教育学・社会学等の更生保護に関す

る専門的知識に基づき、保護観察、生活環境の調査・調整、犯罪者および非行少年の更生保護、犯罪予防に関する事務に従事する国家公務員で①地方更生保護委員会の事務局と②保護観察所に置かれる。①の観察官は、仮釈放・仮退院審査の準備調査や仮釈放の取消、保護観察の仮解除等の事務を行う。②の観察官は、保護司と協働して保護観察や環境調整の事務を行うほか、恩赦に関する事務、BBS会・更生保護女性会・協力雇用主等との連絡調整、保護司の定例研修、更生保護法人の監督等を行う。

保護観察所

法務省の地方支分部局で、家庭裁判所の決定で保護観察になった少年や刑務所・少年院から仮釈放になった者、保護観察付の刑執行猶予者に対して保護観察を行う機関。または、心神喪失者等医療観察法に基づき、重大な他害行為をした精神障害者に対し、生活環境の調整や精神保健観察を実施する機関で、関係機関の連携を確保し、保護対象者に対する地域社会での処遇の実施体制や状況等に関する情報共有と処遇方針の統一を図るためのケア会議を主催する。

保護司

法務大臣が任命する非常勤国家公務員で無給だが、職務に要した費用は実費弁償で支給される。保護観察官が作成した実施計画に沿い、地域性・民間性を活かして対象者の指導監督・補導援護にあたり、月ごとに経過を報告し、保護観察官と意見交換や情報共有を行う（適当でないと判断される場合、保護観察官のみが事件を担当することもある）。面談等を通じ心理的・実質的な支援を行い、刑事施設釈放後の生活環境調査と調整、社明運動の運営、自主研修への参加等、地域浄化に貢献する。会社・団体役員や主婦、宗教家などさまざまな兼職者が従事し、実人員は約4万8,000人で減少傾向にある（定数は5万2,500人）。

保護司法

社会奉仕の精神で犯罪者および非行少年の改善更生を助けるとともに、犯罪予防のため世論の啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人および公共の福祉への寄与を使命とする保護司の任期（2年、再任可）や欠格条項（成年被後見人または被保佐人、禁錮以上の刑に処せられた者等）、職務などについて規定した法（昭25・5・25制定）。

保護処分

家庭裁判所が調査官や少年鑑別所の調査結果等をふまえ、審判において決定する処分の1つ。これには、①保護観察所の保護観察に付す、②児童自立支援施設・児童養護施設に送致、③少年院への送致の3種類がある。

補導援護

保護観察の中核をなす援助的・福祉的な措置。①適切な住居等を得たり、同所へ帰住するよう助け、②医療・療養を受けたり、③職業補導・就職、④教養訓練を得るよう助け、⑤生活環境の改善・調整をし、⑥生活指導、⑦その他助言等を行う。これらは、更生保護事業を営む者等、適当な者に委託もできる。

良好措置と不良措置【保護観察】

1号観察の良好措置は保護観察所の長（所長）による一時解除と解除で、不良措置は警告と、改善しない場合の施設送致申請（決定は家裁）がある。2号の良好措置は、所長の申出を受け地方更生保護委員会（地方委）が行う退院許可決定で、不良措置は、所長の申出を受け地方委が行う戻し収容申請（決定は家裁）がある。3号の良好措置はなく、不良措置は所長の申出を受け地方委が仮釈放取消決定をする。4号の良好措置は所長の申出を受け地方委が行う仮解除決定で、不良措置は所長の申出を受け検察官が行う執行猶予取消請求（決定は地裁）がある。